

平成20年8月21日

【部会長】 どうもおはようございます。よろしくお願いいたします。

## 1. 意思決定の明確化について <事務局・検討資料読み上げ>

【部会長】 まず、意思決定の明確化のところでございますけれども、基本構想そのものに関しては昨年からずっとしており、理解していただけるものとしておきます。

まず、条例案としての、「市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかに」、意思決定過程の情報を明らかにするということと、「市の仕事の内容は市民に理解されるように努めなければならない」というこの文言に対して御意見をまずちょうだいしたいと思います。どなたか、ございますでしょうか。

基本的にはニセコ町の文言に比較的近いと思うんですけども。この文言に対して何か問題点がございましたら御意見お願いいたします。これでよろしいでしょうか。何かちょうだいする御意見ございますでしょうか。

じゃ、橋本さん、お願いいたします。

【橋本委員】 僕は特に問題がないと、これでいいんじゃないかなと思います。ただし、よく分からないのは、やっぱり過ぎるというのはあると思うんですね。そんなに公開する、公開すると。こんなことを言っているのかなという、そんなことをふと思いますけどね。しかし、これは条例というか、そういうこととしてはこういうことだと思うんですけども、どうなんですかね、何か秘密があるような気がするんです。そんなに何もかも知らして政治というのはできるのかなとは思いますが。極秘事項というのはあると思うんですね。

【部会長】 はい。

【橋本委員】 とは思いますけれども、条例の文言としてはこう書かざるを得ない。

【部会長】 御指摘の点は、まさにとは思いますけれども、一応これは儀礼的なものとしてこういう形で表現せざるを得ないのではないのかなという気もするのですけれども。

ほかにどなたか、飯尾さん、何か、その点。

はい、荒井さん。

【荒井委員】 今の点についてですけど、情報公開条例に項目があると思うんですけど、公開をできない情報という規定がありますから、それが橋本さんの言われたことをある程

度カバーするんじゃないかと思うんですけど。

以上です。

【部会長】 基本的には、この文言で問題ないだろうというのが大方の意見としてまとめさせてもらってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 そうでしたら、まずはこの意思決定の明確化ということに関しては、提示されているところの条例案を採用するということでまとめさせていただきます。よろしいでしょうか。

そうすると、第2の案件として、広聴応答義務というところをまた事務局のほうから。

## 2. 広聴応答義務について <事務局・検討資料読み上げ>

【部会長】 広聴応答義務に関して、まず条例案に関しての文言に対して何か御意見ございますでしょうか。

これに関しては、生駒市法令遵守推進条例等である程度細かに規定はされていると思いますが、基本的にまず条例として、「市は、市民からの行政に関する意見、要望及び苦情があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする」と。それから、「市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うための記録を作成し、記録保全に努めるものとする」という文言なんですけれども、基本構想に出ました意見及び苦情に誠実に対応するというのと記録の作成、整理、保存と、これは要件としてあると思いますが、条例案としてはこれを含んでおりますが、さらに何か御意見ございましたらお願いいたします。

じゃ、荒井さん、お願いいたします。

【荒井委員】 この件に付随した事項ですけど、手元に平成19年2月に生駒市がまちづくりに関するアンケート調査結果、やりましたデータがあります。それに該当をする項目として、去年の12月8日のタウンミーティングのときにもちょっとしゃべらせていただいたんですけど。

まずアンケートで、「現在の市政には市民の意向がどの程度反映されているとお考えですか」と。それで、「あまり反映されていない」36.7%、それから、とにかく多いんですね、「ほとんど反映されていない」11.0%、半分近い人が反映されていないというふう

にアンケートで言っておるわけですね。それで反映されていない理由としては、「市民が市に意見や要望を伝えても対応は不十分である」というのが23.5%あるわけです。

これについて調べてみましたけど、市の職員の方で担当部署を経験されておる方に知り合う機会がありましたので聞きましたら、苦情とか要望とかいうのは適切に返事しておるというわけです。ただ困るのは、匿名の投書とか要望があるらしい。こちらの市民活動推進課のほうで箱がありますね、アンケートの。あれ、匿名のは入っていますか。ありますか。

**【事務局】** 言っておられるのは「聞き耳ポスト」だと思うんですけども、メール関係でも匿名の方は多々おられます。

**【荒井委員】** そういう事実上、それで、要するに、ついでですけど、市民の意向をより市政に反映させるため、市政にかかわる情報提供、市民と行政との対話についてどのような取り組みを強化すべきと考えておるかということです。タウンミーティングとか説明会とか、要するに市民と行政とのコミュニケーション、これをどうするかなんですね。それが不足しておることが大きな原因じゃないかと思います。

結論から申し上げましたら、これ、文章の中へ「市民サイドの意見、要望を出しやすくするために、絶えず市と市民のコミュニケーションをよくするよう努めなければならない」という文章を入れておったらいかがかと思いました。

以上です。

**【部会長】** 今、荒井さんのほうからこれにつけ加えるものとして、市と市民とのコミュニケーションを積極的に行えるようにという、現在のコミュニケーションの不足の問題という事実があるから、それをつけ加えたらどうかというふうな御意見かと思いますが、それでよろしいでしょうか、そういう形。

それに対して何か御意見ございますでしょうか。

**【飯尾委員】** これは私の意見なんですけど、市側の問題もあるんだけど、住民側の問題も非常に大きいんですよ、特に生駒市なんかの場合ね。私も仕事上、奈良市なんかの非常に昔から古い地域なんかになると、自治会が非常に機能しておるというか。自治会なんかでも、何か会合があったら全員出てくるというか、そういう地域があるんですよ。ほんとうに全員出てくるんですよ、世帯主が。ところが、私が仕事上、生駒市なんかに行って、俗に造成地でいろんな方が集まったところになると、自治会に行くと、役員は女性ばかりとか。ほんなら、旦那はどないしてるのかというたら意識は地域にないとか、非常

に難しい。だから、本来は何か自分が不都合なのが起こったときには、ぱっと市に言うとかという人が多いんですね。私も生駒市に住んでおりまして、昔ながらのそういう地域で非常にコミュニティを持って、前もどなたか先生おっしゃっていましたが、その辺の逆に啓蒙の問題があって、幾らその辺のことを条例に入れても、市民側の問題が、もうちょっと自分らも参加してもらわなあかんというのがあってね。入れてもいいやろうとは思いますが、入れてもそっちのほうを頑張ってもらわんと、なかなかうまくいかないのかなというのはずっと思っていることなんですけどね。

**【部会長】** 今、飯尾さんのほうから、この問題はもう1つ、実は市サイドの対応の問題だけではなくて市民サイドの問題もあるという御指摘ですので、今の市民サイドの問題を考えたときに、今の文言を入れるか入れないかというのは結構微妙な問題になるのかなと。難しいというか。

上田さん、何かその点に関して。

**【上田委員】** コミュニケーションを密にするというのは、ここの場所だけじゃなくてすべての文言のところにかかってくる。それは、条例案の中に一つ一つ入れていくことじゃないように私は思うんですよ。この間から3カ所をずっと市民目線で見させていただいて、皆さん、アンケートの御意見とかをお答えなさるところをずっと自分なりに聞いていましたら、やっぱりさっき飯尾さんがおっしゃったみたいに、自治会は自治会で自治会に所属している人たち以外の人たちの分で、小さなごみのことから大きなコミュニケーションまで、みんな何か出てこられて、物があつたら自治会じゃなくて直接、それも匿名とか、今の方はメールとかでどんどんネットで出していかれるということで、自治会のほうも非常にやりにくいと。それが、今回この条例ができたことによって、自分たちの仕事がこれ以上大変になっても困るし、一体私たち自治会は何をしたらいいのかと、ものすごいみんな不安に思っている部分があって。先ほどおっしゃって、ほんとうに私とこなんか駅が一番近いところにおりましたので新旧入り乱れていて、旧の人たちのコミュニケーションというのはものすごくとれていて、何とか私らは中間層で、それであっちの意見を聞き、こっちの意見を聞いていますけど、そういうなのでやっぱり問題があるというのを、何かあつたら、「おれら税金払うてる」と言うから、「あんた、払うてるか」とか思いもしますけど、そういうことが起こってくるというのは、あとは対応のときの窓口の物の言い方1つにも変わってくるだろうし、そのことを言ったらそれで気が済んでいらっしゃる部分もわりとあるんですよ。あと、私らがふんふんと聞いていたら、「それでおっちゃん、そ

の後どう言うたん？」とかいうことが何回もありましてね。だから文言的には、条例として私はこういう作成して、保存に努めて、それに対応のときの苦情のときの部分はきっちり。あとは、匿名で来る方は、ネットのほうに市のほうのところで出していますよというぐらいのことで、お返事のしようがありませんね。だからそういうことをお知らせとか、これからのミーティングのところでお話ししていくぐらいで、私、もうこれで十分と違うかなという気がします。

【部会長】 ほかにどなたか。

じゃ、荒井さん。

【荒井委員】 このコミュニケーションの件について、文書云々については議論していただいておりますけど、ちょっと御参考までですけど、私、伊丹の市役所へ別件で行ったことがあるんです、今年の春ですね。伊丹の市役所というのは非常にしたたかですね。伊丹空港の問題でやめると言うておって、またやって。それで気がついたのは、1階の一番の目玉のところに、まちづくり課というのがあるんですよ。何をやる課かと思ったら、市民活動推進課と同じ仕事。それで、ちょっと別件でそこへ聞きに行きましたら、そしたら対応が非常によい。もちろんこちらの市役所のほうもよくできていらっしゃるんですが、対応が非常にソフトで、それで1階をずっと巡回しておる職員がいるんですね。その人、対応しておったら、「メイ・アイ・ヘルプ・ユー？」と言って寄ってくるんですよ、二、三人。それでああやこうやというて話しして。それから、しゃべったらまだ時間がかかりますから、それで終わりにしておきますけど。

私が言いたいのは、これからのコミュニケーション、要するに生駒市のまちづくりというのは、市民活動推進課が中心になっていらっしゃると思いますけど、より以上に中心になって、4階のその部屋にいるんじゃないしに1階へおりていって、一番目立つところに市民との対話というのが大事になってくるんじゃないかと思います。御参考までに言いましたけど。

以上です。

【部会長】 どうもありがとうございます。今、荒井さんがおっしゃっていただいたこと、コミュニケーション云々というのは、ある意味では誠実に対応するという文言の中で含めさせてもらえるものなのかどうかと。結局、誠実に対応するということであるなら、どうしてもコミュニケーションはやっぱりそれぞれきっちりしなければならないということになりますので、その意味で、実は誠実に対応するという文言の中に、今、荒井さんが

言われたこと、コミュニケーションをより円滑にするということを含み込ませた形でいったらどうかというふうには、ちょっと今、荒井さんの話から、私としてはそういうふうを考えるんですが。

特に、あとは実は今度は市の機構の問題ですので、これはむしろもっと言えば、この条例のもとで今後、市がどういうふうに機構も含めて対応していくかということなので、条例案としては誠実に対応するという言葉で進めていけたらと思うんですが、いかがでしょうか、その辺。

【橋本委員】 条例の文言と実行マニュアルというんですか、行政過程のところ、それを分けていないですよ。

【部会長】 また、ちょっと分けて考えなきゃいけない。

【橋本委員】 そうすると、上田さんのおっしゃるとおり、これは条例なんですね。表現としては、僕は、誠実にやるというしかしようがないですもんね。

【部会長】 誠実にという以外、ちょっと言葉としては表現できかねると思います。

前回とちょっと話が違うけど、前回のタウンミーティングのときも思ったことの1つは、条例ということと細かな施行とが混乱した形で、これの位置づけそのものがまだきっちり分かっていないという形の質問が結構ありましたので、やっぱりここら辺、条例としては一応細かなことは施行のほうで対応するという形で締めて。また、それが細かなことが対応できるような形でこういう文言があればいいであろうというふうに考えたらいいかかなと思いますので、大きな問題なんですけれども、誠実に対応するということで文言をまとめさせてもらったらと思うんですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 そしたら、じゃ、そういうことで、事務局のほうで提示された文言でまとめさせてもらいます。

【春見委員】 文言じゃないんですけど、先ほどの無記名が多いということに関して、無記名に全部対応するんですかね。無記名でインターネットなんかであっても全部対応するんですか。

【事務局】 ここで言えば、さっき上田委員さんがおっしゃられたみたいに、無記名についてはこういうふうな意見がありましたよという格好で、また定期的に出す必要があるんじゃないかなと。御意見もいろんな多種多様な意見が出ると思うんですけれども。

【飯尾委員】 だけど、無記名の方は応答義務はないでしょ。うちの会社でもね、い

ろいろ要望は来るんですよ。きちっと住所、名前、電話番号が書いてあるとかそういう人は、当然ちゃんとした文書やという判断なんですよ。だけど、何も書かずにすごい苦情を書いてくる人も、特にメールは多いんですよ。それは、怪文書というか、御意見は御意見として私らもこっちへ上がってきますから伺いますけど、返事をするとまた変な対応になるんですよ。だから、そういうものは基本的にはうちも応答していない。だから、生駒市はこういう無記名の匿名は上に上げてもらわないかんけども、それに対して返事がね。

【春見委員】 先ほど、市の対応としては誠実に対応すると。市は誠実に対応しますが、無記名というのは、訴える側も誠実じゃないですね。そこら辺を全部対応してはるのかなと思うわけですけども。条例の文言とはまた別なんですけども、非常にこれの対応も大変なんだろうなとは思っておるんですけど。

【事務局】 実際、この中でも市民の責務というのも出てきますしね。

【上田委員】 だけど、私たちボランティアの団体も結構女性ばかりの団体やから、いろんなのが来るんですよ。文書で来るのもあるし、ファクスなんかやったら電話番号が出てきますけど。分からへんのが来るけれども、やっぱりそれを何かこういう団体やからこそ受けとめて、まとめてこういうような御意見がありまして、こんなふうに私たちは考えていますと、分かってもわからんでも私とこのホームページに載せているんですよ。それでないと、何かこういう団体やからこそ、言えへん人の意見を聞いたろかと。いろんな御意見がありましたけれども、私たちの団体のこういうことはこんなふうに考え、こういうふうなことで子供たちを指導していますというのを載せていくと、どこかで見たはるやろうと、こっちの気だけでも楽になるんですよ。それはしています。思っていらっしゃることは、今、春見さんがおっしゃったみたいに、何で返事せんなんね、名前も言うてけえへん人にとかいうのは十分ありますけども。やっぱり私らは企業違うし、どこか言うていこうとかいう気持ちにはなっています。

【春見委員】 先ほどのコミュニケーションという言葉で誠実に対応するとしたら、お互いにその中でやらなあかんということですね。

【事務局】 そうですね。だから、これ自体が市民サイドの成熟というの、実は今後考えていかなきゃならない。ややもすると市サイドの要求ですけど、実はもう1つは、この条例そのものはやっぱり市民の成熟ということも図り、またそれを考えていかなきゃならないんじゃないかなと思いますし、そういうことも含めた形での文言という判断もしなきゃならないんじゃないのかなと思っております。

【部会長】　　ここで2のほうの広聴応答義務について、事務局の案という形でまとめさせてもらいます。

じゃ、第3番目のほうの広聴対応機関ということについてまた、お願いします。

### 3. 広聴対応機関について <事務局・検討資料読み上げ>

【部会長】　　第3番、広報広聴機関、広聴の対応機関ということですがけれども、まず条例案としましては、「市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の運用に努めなければならない」というふうになっておりますが。ニセコ町の「設置」というところではなく、ニセコ町は設置ですがけれども、ここではむしろ適正な機関の運用に努めるというようになっておりますが。この適正な機関に関しては、むしろ下の法令遵守委員会のほうで具体的に説明されていると考えられると思いますが、この点に関して何か御意見をちょうだいしたいのですが。

はい、荒井さん。

【荒井委員】　　最近話題のお相撲の話から入っていきますけど、最近不祥事が出たのはおいておいて、昇進のときに、横綱とか大関になる力士がわけの分からん返事というか、難しい言葉を並べて返事しますね。ちょっと聞いても分からんような。生駒市のこの条例についても、市民の普通のレベルの人が見て分かるような内容にすべきやと思います。具体的には、この文章の中で、私のレベルからしたら、「適正な機関の運用に努めなければならない」というのは、これはニセコ町とか伊賀市がありますように、「機関を置くことができる」とか、「適正な機関の設置に努めなければならない」とか、こういうような文章のほう分かりやすいんじゃないかと思います。

以上です。

【部会長】　　設置ということですね、言葉としては。

【荒井委員】　　もう1回申し上げます。

ニセコ町の、「機関を置くことができる」とか、あるいは伊賀市の「適正な機関の設置に努めなければならない」、こういうふうな文章に書きかえたほうが、市民サイドからしたら分かりやすいんじゃないかと思います。

【部会長】　　運用に努めるということと、それから置くことができるというか、ある程度……。



【飯尾委員】 これ、ちょっと日本語としておかしいですよ、適正な機関の運用、対応するために機関の運用というのは。おそらく、生駒市の法令遵守推進条例がここにあるからね。

【部会長】 だと思いますね。

【飯尾委員】 あるから、当然そこはもうあるから、この機関の運用というふうに読めるんですよ。だけど、はしょっているのと違うかという気がします。これ、ぱっと見たときに何のこっちゃよう分からん。適正な機関があるから運用というふうにはぱっと見て読めるんですね。そやけど一見、誰かがぱっと見たときに、対応するためにはまずその機関があるんかないんかということは、普通の人は分からないわけで。私もここを見せてもろうて、なるほど、法令遵守推進条例があって、そういう機関があつてと。それで私なんかやっけていても、やっといういろいろ見てきたら分かってくるんだけど、普通の人は分かりませんからね。

【部会長】 それは確かです。

【飯尾委員】 普通の人から見たら、これ、意見に対応するために機関があるのかどうかから分からんしね。だから、そこら辺はちょっと文章として練れていない気がしますけどね。

【部会長】 だから、適正な機関を設置しなかったら運用はできないわけだね。

【飯尾委員】 することができないのに、いきなりそこが抜けているからね。

【部会長】 という御指摘ですが、これは……。

【飯尾委員】 生駒市さんとしては、ありまんねんと、それは別の条例で。おそらくそういう趣旨やと思うんですよ。だけど、これだけ見たら何のこっちゃよう分からん。私もこれぱっと見たときに、何のこっちゃよう分からんかったんです。

【部会長】 下を見て、これやなど。

【飯尾委員】 そうそう、下を見たら、なるほどこういうのがあつてこうかと。だけど、ここだけ見たら何のこっちゃよう分からん。

【橋本委員】 だから、「適正な機関を設置し運用に努めなければならない」と。間に「設置」を入れりゃいいんだ。

【部会長】 設置を、そうです。

【橋本委員】 その間に。

【飯尾委員】 それやったら分かるんですよ。

【橋本委員】 条例としてはね。

【部会長】 そしたら、その設置し……。

【飯尾委員】 誠実に運用しなきゃならないとか、何かそういうふうな……。

【橋本委員】 適正な機関というのはおかしいわね。

【飯尾委員】 意味が分からん。適正な機関って何のこっちゃという。

【部会長】 これはイコール適正なのかどうかは、説明がないわけですよ。ただ、推測しなさいというのが。

【飯尾委員】 おっしゃるとおりです。だから、後ろを見たら分かってくるんですけどね。一生懸命読めば、だんだん分かってくるという。

【部会長】 けども、実は条例のほうが先であると考えたら、適正な機関を設置するということがないと、この法令遵守条例も出てこないということになると思いますので、それでやっぱり、荒井さん、飯尾さんの御指摘のように、「設置」を入れないと、どうもおさまりが非常に……。

【安原委員】 そやから運用でこれあるねから、これでええのと違いますか。

【部会長】 むしろ、この「適正な機関を設置し、運用に努める」という文言ではいかがでしょうか。事務局のほうで何か、「いや、実はその点に関しては」という強い意志がございましたら、どうぞ。

【事務局】 おっしゃるとおりに、今、法令遵守推進条例というのがあるから、これを適切に運用するという格好で書いているんですけども、今ちょっとおっしゃられた「適正な機関を設置し」という言葉なんですけれども、これについては法令のほうとも協議させていただいて、また次回のほうにお示しさせていただきたいと思います。

【部会長】 私たちとしては、適正な機関を設置し、運用するという文言ですね、文言としては。

【事務局】 適正な機関を設置し、運用に努めなければならない。

【部会長】 設置し、その運用に努めなきゃならないというふうにならないと、実はちょっとおかしくなるかなと。この条例があるから設置ができるんだというふうな。

【事務局】 他の条例、他の市町村については、こういう先進的にやっている法令遵守推進条例というのが、多分ほかのところにはないので、新たに設置しなければならないという言葉を書いているんですけども、1回それは法令のほうと確認させていただきます。

【部会長】 ここまではよろしいでしょうか。文言としましては、委員会としては「適

正な機関を設置し、その運用に努めなきゃならない」という文言をつけ加えたらどうかというので、ちょっとその点を訂正案を提示いたします。

ほかに何か文言はございますでしょうか。ないようでしたら、第4番目のほうの財政状況の公表についてということです。

#### 4. 財政状況の公表について <事務局・検討資料読み上げ>

【部会長】 まず条例案としまして、「予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない」という文言なんです。他の市の異同ちょっと言いますと、他の市にはないのですが、篠山市のほうで、「市及び資本金云々」という、「市が2分の1以上出資する法人財政状況」というところまでを加えております。生駒市としては、そこまでは言わずに「予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について」ということですが。特に、ここでは「所見を付す」ということが1つ大きなことと考えられますが、ほかに何か、この文言に関して。

【荒井委員】 地方自治法の財政状況の公表等、243条の3、この自治法の法律、これはできたのが古いんじゃないかと思えますね。ですから、その後、夕張市を代表されるように、最近では奈良県なんか惨たんたるものですね。

それで、先ほど先生がちょっと言われましたけど、結論から言ったら、私は「市長は」の後へ、「市本体及び関連団体の」という文言を入れるべきじゃないかと思えます。詳しく入れるんだったら、この篠山市が、「市が保有する財産」云々、これが文章で入れています。結局、夕張市の場合なんかでもあんな原因は、要するに本体だけしか公表せずに、ほかは隠しておるわけですね。それが手口です。もっとずるいとこ当たるんだったら、民間でよくやっておる飛ばしですね。決算のときに疎開させておいて、終わったら帰ってと。そういうふうなやり方も、悪いことをやろうと思ったらやりかねませんね。

以上です。

【部会長】 今の荒井さんの御指摘は、むしろ市が関連する法人の、特に現在第3セクターも含めていろんな問題を各自治体は抱えておりますので、どちらかというところが1つの隠れみのになってしまう場合もありますので、「予算の執行並びに」、この文言ではちょっと不足ではないかという御指摘なんです。

【飯尾委員】 財政の問題というのは、前も私話したんですが、これは非常に難しいんですよ。自治体というのは予算主義で1年に1遍で決算してこういう主義でしょ。企業というのは基本的には1年に1回ですけど、永続してやるという主義で来ておるわけで、資産なんかもきちっとどこの企業でも当たり前ですけど、償却どれだけあって全部出してやってくるわけです、資産状況からね。だから、ある程度貸借対照表を見ればその会社の状況は分かります。ですけど、前も財政の方が来られて言っていましたけど、そもそもそういうシステムになっていない。もし、私も奈良県全域のいろんな自治体さんなんかの、「こまどりケーブル」という子会社があって、奈良の南部あたりの村とか見てたら、はっきり言って普通の企業だったら潰れています。とっくに潰れています。ですけど、何とか1年に1回の執行でやっていて、起債かけて、もうこれぎりぎりの上限の起債の行くか行かんかぐらいのところでやってはるところがあるんですけど、あれは本来は全部潰れておるんですわ、会社で言えばね。だけどやっちゃっていると。だから、私なんかに言わせれば、幾ら書いちゃっても結局はどうもならんのかなという気はするんです。その辺は国もだんだん分かって……。まあ、国の財政もどうやということになるんですけどね。

だから、それで今ずっとやっちゃっているということなんでね。ですから、1つの指針、本気でやれとかいうことになれば、それはとんでもないことになると思いますよ、財政の問題をいじるとなるとね。

【部会長】 そうだと思います。その点がある意味では「市長が所見を付す」というところで責任を持ってもらうという形は考えられるんでないかなと。今、市の関連する法人も全部やったら、今予算を言いましたとおり、とんでもない状況になってしまうし、そのとんでもない状況、それ自身は今度私たち自身がどれだけ分かるかという新たな問題も出てきますので。

【飯尾委員】 いや、分からないでしょ。生駒市さんのあれ見せてもらったって、それは分からないですわ。

【部会長】 専門家でも多分分からんと思う。

【飯尾委員】 いや、無理です。財政の方が複式簿記からして始めていませんから、それはどんぶり式でやるとるんですわ、今の国、地方自治体なんかのやり方で。1年間に入ってくる金と出ていく金で帳じりが合えば、とりあえずそれで終わるということでやっているから、そこで帳じりが合えというようになってあるんです。いや、システムがそうなんですからね。だから、それはとんでもないことになっていますよということじゃなくて、

とりあえず今年過ごせば、議会で承認が出ればそれでいいということになっちゃっているんですからね。

【部会長】 地方自治は最終的には議会承認を得られるような形を示せばいいという、極端に言うともそういうところがあります。そういう議論になってしまうと大変になってしまいますが、その点に関しては一応、「市長が所見を付す」と。実はとんでもないことになっているぞというんだったら、やっぱりきちっとそれを市長は言おうという、少なくとも市長はそういうような責任を持って財政の状況の公表に対しては当たるという意味を含めて、「所見を付して分かりやすく公表する」という文言でまとめることはできないだろうかと思うのですが、いかがでしょうか。

ほんとうにきちっと分かるということになると、これだけは実はこういう数行の文言にはおさまり切れるような問題ではありません。一応この条例案の理念的なものとして考えると、文言としてはこういう形ぐらいでまとめていかざるを得ないんじゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

特に繰り返しになりますけれども、所見を付してというところで、責任を非常に市長に明確にしてもらうということを要求する、要請するという意味を込めて、文言としてはこれでまとめさせてもらえたらと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 そしたら、じゃ、事務局の案の形でまとめさせていただきます。

それで1、2、3、4という本日の検討事項に関しては、済みました。その他に関して、前回荒井さんが指摘されたことに関して、事務局のほうから説明させて……。

【事務局】 済みません、今の4番目の財政状況の公表のところなんですけども、「条例案例示」の後に、括弧書きで見出しが抜けておまして、「財政状況の公表」という見出しを入れさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【部会長】 そしたら、事務局のほうから。

【事務局】 そしたら今お配りさせていただいたものが、広報広聴部会の全体の検討結果ということで示させていただいております。(2)の定義のところの網掛けした部分、解説欄のところを網掛けしたところを読みますと、「これは参画の原則である情報共有、信頼・連帯、学習、相互理解、協働、判断・選択、効率・効果というキーワードに基づくものである」ということと、次のページの4番目の、「このことは協働の原則である、(1)自

主自立・対等、(2)相互理解・目的共有、(3)公平・公正・公開という考え方を基本としています」という文言につきましては、前回荒井委員さんのほうから、こういうキーワードとか文言について入れたらどうかという御意見があって、部会の検討結果といたしまして、解説のほうでそういったことを盛り込んでいくということが結論になっていると思いますので、こういう形のということでさせていただいたという御報告でございます。

それと(4)の情報共有と公開については、荒井委員さんから指摘のございました第2項のところでも分かりやすく、「速やかに」という言葉を入れさせていただいて条例案とさせていただいておるところです。

【橋本委員】 「タイムリー」という、ここだけ片仮名があるんですね。「タイムリー」というのはちょっと、条例の解説らしく、条例に入ったら「タイムリー」じゃちょっと…。日本語にしたほうがいいんじゃないかな。

【部会長】 タイムリーというのは変えましょうか。

【安原委員】 横文字が多くなったな。

【部会長】 適宜か。

【飯尾委員】 適時。

【橋本委員】 それはタイムリーじゃなかったらだめですので、当たり前なことなので別に要らないんじゃないですか。

【部会長】 むしろ、市は市民に分かりやすく説明するためにで……。

【橋本委員】 ちょっと僕、前回のこと、失念しましたが、こういう文言を入れたほうがいいということになりましたんですけどっけ？

【飯尾委員】 そうですね。そういう御議論があったということです。「タイムリー」というよりも「素早く」とかいう言葉に……。

【部会長】 「速やかに」でもむしろ同じ。だから、タイムリーは素早くでしょうから、「適時」とかというよりは、「速やかに説明するために」でいいんじゃないでしょうか。むしろ「タイムリー」の言葉を……。

【橋本委員】 日本語にしてほしい。

【部会長】 はい。とすると、「素早く」か「速やかに」か。

【池田委員】 条例案が「分かりやすく速やかに」やからね。

【部会長】 やっぱり「速やか」のほうが……。

【部会長】 速やかにしましょう。

【事務局】 それともう1点、今お配りした1ページ目の定義というところの中で、市民とか市とかいうところで、「生駒市」というのを入れるべきではないのかという御意見もあったと思うんですが、これについては、法制のほうに確認させていただきましたところ、この条例自身がタイトルとして「生駒市市民自治基本条例」という形になると思うんですが、「生駒市」という形でつくと思うんですが、そういうことになりますので、ここの定義の下に「この条例において」ということで書いておりますように、この中で「生駒市」というのを入れることは不要であるという見解が出ております。

それと、定義の仕方、よその市では用語の意義とかいろいろ関係したことが書いてあったと思うんですけども、この定義、「この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる」ということで、以前お示しさせていただいた案文の中では、「それぞれ当該各号に定めるところによる」というような「それぞれ」という文言を入れていたかと思うんですけども、定義の仕方としては生駒市の法制のルールといいますか、法制執務上、定義として、「第何条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる」という表現に統一しているそうなので、これもあわせて御報告させていただきます。

以上でございます。

【部会長】 荒井さん。

【荒井委員】 ちょっとわきにそれるんですけど、3点ばかり気がついたこと、それから提案を含めて申し上げたいと思いますけど、よろしいですか。

まず1つですけど、先進市町村とかいう言葉が出てきました、いろいろ今まで。これ、条例の中は「先進」という言葉は入ってられないですね。先進というのは、考えようによったら差別にならんとも限りませんから、いかがなものかと思えますけど。条例に入っておる、入っておらんは別にしてね、そう思いました。

それから2点ですけど、この前、去年ですか、事務局との対話さしあげましたが、ここにいらっしゃるメンバーじゃないんですけど。いろいろ問題が起こっておった職員の方の法令遵守とか倫理の勉強会云々を提案しましたが、やっとなとかいうような御返事いただきました。いろいろほかにも首突っ込んで複数の市の職員の方に聞きましたら、そんなんやっていないと。ですから、答弁は適正な答弁をお願いできたらありがたいと思います。

【事務局】 法令遵守は、推進条例を制定するときに、職員全員を対象に研修会をやっています。

【荒井委員】 いや、それは過去のことでしょ。

【事務局】 過去といいますか、19年10月に……。

【荒井委員】 古いですね。

【事務局】 19年の10月ですから、昨年です。

【荒井委員】 19年10月ですか。

【事務局】 昨年です。まだこの条例ができたのは昨年でしたからね。

【荒井委員】 そうですか。

【事務局】 はい。そやから、要するにこの条例ができたのは、前市長とか前議長のあ  
あいうような不祥事があったから……。

【荒井委員】 じゃ、行き違いがあったんですね。

【事務局】 そやから、これの法令遵守推進条例をつくるときに、全職員を対象に研修  
を何回かに分けてやっています。

【荒井委員】 分かりました。行き違いがあったかも分かりません。ただ、この手のも  
のは定期的にやらんと忘れてしまいますものですから、なるべくまめにおやりにやられた  
ほうがいいんじゃないかと思います。

もう1つは、早く終わった場合の時間ですけど、せっかく我々市民参加ですから、それ  
こそ行政と市民との間のコミュニケーションということからしたら、具体的にはタウンミ  
ーティングの件について、午前の部の集まり具合というのは予定どおりいっていますか。

【事務局】 予定どおりといいますが、毎回午前の市民自治については、大体50名  
から80名ぐらいの方々が集まっています。

【荒井委員】 私、思いますのに、やはり何回も何回も重ねることによってより浸透し  
てくるということになってくると思います。ですから、皆さん、いい知恵をお持ちになっ  
ていらっしゃると思いますから、特にタウンミーティングのやり方、客というたらおかし  
いんですけど、集まるのを促進する方法とか何かに、その他にも含めて議論されたいかがか  
なと思います。

以上。

【部会長】 今、最後のほうの第3番目のことですけど、タウンミーティングそのもの  
がすること自体に対してもまだ浸透していないところもありますので、実は広報広聴とし  
てそれを今後どうしようかというのは大きな問題にはなると思いますが、今日この場でと  
なると、私もどんなふうに考えていいかちょっと分かりかねるところがあるんですが、何



か。

**【事務局】** タウンミーティングについては、一番当初に全体のタウンミーティングの今後のを生駒市の広報紙に載せさせていただいて、その後6カ月という長期のスパンのタウンミーティングでございましたので、今までの委員会、3回目ということで都度都度この時期に、タウンミーティング、またこの地区でありますよというのも全部ずっと回らせていただいていますし、市民自治基本構想についても、一番最初に4月に出させていただいたんですけども、その後5回のシリーズという格好で、毎月15日号の広報に自治基本構想のものを分割させていただいてシリーズ的にもやらせていただいているのが現状でございます。その中でタウンミーティングについても、なかなか去年でしたら5回だったんですけども、今年は中学校区の格好で8つの地区に分けさせていただいて、ちょっとでもきめ細やかな市民の方々の意見が聞けたらというところで、実際には取り組ませていただいております。

**【荒井委員】** その件についてよろしいですか。大体、ああいうような催し物に出てくるとしたら、メンバーが固定化される傾向があるわけですね。ですから、なかなか出てきにくいとかいうような人もおりますもんですから、それでこの前、飯尾さんが提案されていましたが、出前講座ですね。各地区の自治会の集まりがありますね。役員の集まりとか、総会があるとか、そういうところあたりに行って出前講座をするというのも、これも1つの方法。

**【事務局】** 各自治会さんには出前講座もさせていただきますよというのは、お声もかけさせていただいています。それで自治会の班長会、もしくはそういうところについて、今の段階でお申し出はないんですけども、各自治会の地区、今121の自治会があるんですけども、その全体会でも当然、市民自治についてお話しさせていただいていますし、各121の自治会が今5つのブロックに分かれているんですけども、5つのブロックのいろいろの催し物のときにも出向かせていただいて、そこでお話もさせてもらっていると。各自治会については、出前講座も当然させていただきますので、御要望がありましたら市のほうにお知らせくださいという、今そういう形で呼びかけをさせていただいております。

**【荒井委員】** 私の民間の感覚でいきましたら、呼びかけとるだけでなしに、もっと突っ込んで、何日に開くんだったら、それじゃ行くわというふうなことで積極的に働きかけるといようなのも1つの方法じゃないかとは思いました。1つの方法ですよ。

**【部会長】** 今後、何ができるかということも事務局とも、私も含めまして、いろいろ

話し合いながら進めていく、いかざる……。というのは、やっぱり私たちも含めまして時間的に制約もありますし、いろんな制約もございますので、それも含めながら何ができるかということは事務局とも相談しながら進めて対応していきたいとは思っています。

【飯尾委員】 今さっき、今日も言いましたけど、一番男が問題なんです、男。女性は、これは上田さんなんかもよくお分かりだと思うんですけど、子供さんが学校、小学校、中学校そういうところから地域とちょっとつながりがあるんですけど、男はダメなんです。これは、この前もNHKの視聴者会議があって、読売新聞の支局長が来られておっしゃったんですけど、極論すれば、奈良府民になっとるんですよ。例えば、奈良版なんか要らんという人がいっぱいおるらしいんですよ。あんな奈良版なんかよりも大阪版を出せと。びっくりする話なんですけどね。読売新聞としては奈良版きっちり載せて地域情報。みんなの集まりの中では地域情報をもっと載せてくださいとNHKは言うし、読売新聞に言うんですよ。ところが、新聞が発行する側から見れば、そんなもの要らねえよと。それよりもちょっと大阪のこととか、もっと経済のこととか載せという話が出てくるわけで。だからこっちは今、市の話ですけど、新聞社でも一緒なんです。もっと地方情報を出そうと思っているんだけど、反対の向こう側のほうが、そんなもの要らねえよと。私もずっとこういう仕事をしていて、自治会の役員をしていた。いつも思って、みんな女性陣と話すのは、問題は男なんですわ。こっち向いていないんですよ、全然。だから、何ぼこっちがそれこそ県がああやろうとか、市がやろうとかいろいろしても乗ってこないというのが一番問題なんですわ。そこは、だからどうやってそういう人らがもうちょっとこっちを向いてくれるか。それが小難しいこんなんでも無理やったらもうちょっと遊びみたいなもので、だけどそんなのは来てくれるのかとかね、永遠の課題というか。だけど、みんなしかし私らサラリーマンというたら、60過ぎて、大阪の会社やめたら、橋本さんじゃないですけどね、やめてしもたら切れちゃうわけですよ。ものすごい危機感あるはずなんです。切れちゃったら、もう一遍……。

【上田委員】 そのときが……。

【飯尾委員】 そうなんです。女性は強いんです、そういうふうに。

【上田委員】 夫を見ていたらつくづく思う。それもね、1年、2年はどうってことないですよ、つながりがあるから。65過ぎたあたりから、「ほんならしゃあないから、ちょっと自治会のほうも」と言うてますわ。

【飯尾委員】 だから、そういう形で何かもうそろそろ50の声を聞いたら、もうちょ

っと地域に目を向けなはれとか、そういうことをやっていくような運動みたいなのを。それがこういうところにつながるので、いきなりこんなものをガーっと言うたって、難しいことを言うなということなんですよ、私に言わせたら。そうじゃなくて、あんたらももうちょっとしたらやばいでっせと。ほんまなんですよ。やばいでっせと。

会社の連中は友達なんですよ。酒飲んで遊んでゴルフしてね。終わってみて何年か、上田さんおっしゃるように何年かはつき合いあるけど、だんだん疎遠になってきますわ。

【上田委員】 この間からのタウンミーティングのを見せてもらっていて、基本構想の今の部分の説明、こういうふうに考えていますとかいう説明の部分を聞いてはるから、わりと意見とか自治会単位で来られた方が、さっき言うたみたいな形で自治会をどないするのやとか、これ以上こうなるのかという不安のとこと、それから個人的に何か持っていたりっしゃる方の意見とを分けると、個人的な人は市長さんのほうの午後の部にどうぞとかいうふうな形に今動いていまして、実際にこれが条例として決まったら、ほんとうに私ここでして、部長さんがスライドで説明してくださるのを見ていて、分かりやすいなど。あれもう1回委員ちゃんと受けていたら、もうちょっと理解できたのになということがあって、何回か行っていると、これ、問題点は受ける側の人たちのやなというのが分かってくる部分があって。

【部会長】 そうですね。

【上田委員】 これから今後、広聴委員会のほうは、それが実際に条例としてできてから、皆さん方にもう一度この条例が決まったところで、これが皆さん方にはこういうふうな部分でかかわってきますよとかいうことをもう一度改めて説明会、先ほどおっしゃったみたいに自治会のほうに回っていくとか。また、今、中学校単位をもう少し小さくして回っていくとかいうことも必要かなというのが、今度メンバーが変わってでも、行政のほうだけでもいいですけど、そういう形をしていくと。もっと問題なのは、自治会に所属しない人たちをどうしていくかというので、私、自分の息子も見ていて、ものすごくほんまに寝に帰るだけですのでね。おれらの税金で好きにやってんねんよとって、初めに言われてこうされて、年金どうなるか分からへんにやられてるか息子に言われて。そやけど、やっぱり今あなたらのためにこういうのはちゃんとしとかなあかんねよということ、やっぱりもうちょっと目をこっちに向けてもらうというのは、何か違う部分で自治会に入っていない人たちとか、入っていても若い人たちが親任せとかいう部分の人たちの目をいかに自分たちの問題やと気づかせていくことが大事やなというのは、身近なところで

う思いましたわ。若いお母さんに言うてても、いっこもそういうなのは感じていらっしやらない。

【部会長】　そうですね。ですから、この条例が、基本自治、どんないいのができたとしても、市民サイドのほうがそれを受け入れる素地がないと永遠に絵にかいた餅が続くとなってしまいますので、やっぱりそのことは実は広報広聴、この部会それ自身が別個に検討事項の問題とは別としまして、じゃ、市民のいわゆる意識というのをどんなふうに変えていったらいいのか。私たち自身は、現実を見てそれをどんなふうに変えていったらいいかということも少し真剣に考えていかないと、これも絵にかいた餅で終わってしまうんではないかと思う。

【飯尾委員】　そのほうは生駒市の独自の問題やということでしょ。だから古いところとはまた違う生駒市としてどうしていくかという問題かなという気がしますね。

【部会長】　おそらく7割と言ったらしかられますけど、大阪府生駒市民なんですよ。

【飯尾委員】　だから奈良府民なんですよ。

【部会長】　という、特に奈良西部からここらというのは大体そういうふうな……。

【飯尾委員】　と思いますね。仕事をしてつくづくそう思いますね。

【橋本委員】　やっぱり広報広聴部会の必要なことは、今、上田さんやら荒井さんが言われたようなことで、いかにこれを浸透させるかという、どういうふうに動かすかということが問題であって……。

【部会長】　広報広聴部会の本来の役割と、これは前に私、橋本さんにしかられましたけども。本来は今細かな条例文の検討も大事であろうけれども、これをどうやって受けとめてもらえるかということを考えるべきだと、常日頃私は橋本さんにしかられてはいるんですが、実はそれはすごく大事なことと思います。ですから、できるだけ早くこの案文の問題を乗り越えまして。ですけれども、じゃ、今やっぱり一番の問題は市民に対してどういうふうに私たちが考えていったらいいのか。というか、大阪府生駒市民を生駒市民として、どういうふうに寝たきり市民から市に興味と関心、そして自分たちの生活として結びつけてもらえるような、どないしたらええねんということをやっぱりここで考えていかなきゃならないんじゃないのかなと思っております。

【荒井委員】　ちょっと気がつきましたけど、自治会云々の話が出ましたけど、男の人が出てこない云々。表面にスローガンを専門家――橋本さんは専門家ですけど、要するに出して、みんな関心を引いて、これは出ていかんとしようがないなというようなスローガ

ン。例えば、最近神戸の何川で鉄砲水が出ましたね。あれ、大変なことですよ。これ、生駒の場合。ずっと前から住んどる人というのは大体平坦地に住んでいますよね。新しく来た人は斜面に住んでいます。それで、遊水能力というのはものすごくなくなってきたんですよ。そしたら、鉄砲水になった場合、川がないから、ないんですよ、あんまりね。川はもちろんですけど、道路が川になってすごいことになります。そんなの、対策を講じるといったって、何ぼ金があってもたまりませんが、雨量計とか通報、要するに防災ですね。自治会で防災関係の担当しておったことがありますけど、全然そんな議題は出ないんですよ。そういうようなものをよう調べて、失礼ですけど縦割りでなしに、市全体として防災関係というたらどの部になるんですか。

【事務局】 今は防災対策課というのが4月に発足したんですけども。

【荒井委員】 そういうところあたりとタイアップして、もっと安心、安全とかね、命。大体食べるには不自由していないし……。危機感がないんですよ。そういうなので、ねえ、橋本さん、キャッチフレーズをつくって、みんなが「へえー」という感じで、人が集まるような形、それをすべきでないかなと。

【部会長】 どうもありがとうございます。実は広報広聴部会、いろんな問題が最後になりまして出てきたんですが、今後できるだけそういう問題を積極的に取り組み……。

【橋本委員】 そういう広報広聴部会にするのは、しかし来年以降ですわね、スケジュール的に。

【部会長】 いや……。

【橋本委員】 今年いっぱいこれをやるわけでしょ。

【荒井委員】 遅れとるんでしょ、これ。

【部会長】 遅れてはいないと思います。遅れてはいませんね、これ。

【荒井委員】 これから後、議会でしょ？ よそはもう1週間ぐらい……。

【部会長】 部会としては、ただ、今、事務局さんのほうにはお願いして、やっぱりこういう本来の広報広聴の取り組みも考えて、私も考えていきますが、取り組んでいかねばならないと思っております。

【橋本委員】 公室長の話はどういう、スライドのお話は。

【上田委員】 委員会に入っていた人、げらげら笑っていたよ。何でこれをもうちょっと早く私らにとかいうて。

【飯尾委員】 ここへ出るようにしたらいいんですか。

【上田委員】 よその委員会の人も行っていたら言うてはりますわ。やっぱり自分らの中で流れとかそういうのがごっちゃになっている部分があって、それで最後のほうがやっぱり……。

【飯尾委員】 あれだったら、出しますけどね。スライドを貸してね。

【上田委員】 それで市民にコミュニケーションのところになってきたらものすごく詳しい話をなさっていて、やっぱり自治会代表やから、あこのところをものすごくピンポイントでしゃべっていかはるんやろうなということがあって、何回か見ていると、そこになるとみんな一生懸命聞かはる。やっぱりそこが心配やねんというのがわかってくる。

【部会長】 自治会とかいろんな人もありますが、私たちも、にもかかわらずやっぱり自治会に基づかないと動かないところもあると思いますよ。

いろんな話になってしまいましたけど、ちょうどこれでおしまいさせていただきます。